

介護保険住宅改修 ご利用の手引き

豊 明 市

住みなれた自宅で安全に生活できるように、小規模な改修をした場合、介護保険の給付を受けることができます。

1 介護保険の住宅改修をご利用できる人

豊明市において介護保険の要介護認定を受け、要支援1・2もしくは要介護1～5のいずれかに認定された人で、在宅生活を送られている人。

2 改修できる住宅

介護保険被保険者証に記載された住所に所在する住宅

3 介護保険の給付対象となる住宅改修の種類

	改 修 種 別	内 容
(1)	手すりの取付け	転倒の予防や移動をスムーズに行うために取り付けるものです。 なお、取付けを家族が行った場合は、材料費のみ給付対象となります。
(2)	段差の解消	段差を解消するために行うものです。具体的には、敷居を低くしたり、スロープを設置したり、床をかさ上げしたりするもの等があげられます。 なお、取付けに工事を伴わないスロープやすのこの設置や、昇降機等動力による段差解消機器の設置は住宅改修の給付対象として認められません。
(3)	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	転倒の予防や移動をスムーズに行うため、床及び通路面の材料を変更するものです。具体的には、畳・タイル等滑りやすい材質からフローリング・ビニル系材等滑りにくい材質への変更等があげられます。 なお、取付けに工事を伴わないものは住宅改修の給付対象として認められません。
(4)	引き戸等への扉の取替え	開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も給付対象となります。
(5)	洋式便器への便器の取替え	和式便器を洋式便器に取り替える工事が対象となります。 なお、福祉用具購入費支給対象である腰掛便座の設置は住宅改修の給付対象として認められません。
(6)	その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修	①手すりの取付けのための壁の下地補強 ②浴室の床の段差解消(浴室の床のかさ上げ)に伴う給排水設備工事 ③床材の変更のための下地の補修や根太の補強 ④扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事 ⑤便器の取替えに伴う給排水設備工事(水洗化又は簡易水洗化工事を除く)や床材の変更

4 住宅改修の実施の方法

① 要介護認定申請をし、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受ける。



② 居宅介護支援事業者に「住宅改修が必要な理由書」の作成を依頼する。
(ケアプラン作成依頼をしている場合は担当ケアマネージャーに依頼してください。)
(なお、住宅改修のみを利用予定の方で、住宅改修業者に住環境コーディネーター2級以上の資格を持って人がいる場合、業者の住環境コーディネーターが理由書を作成することもできます。)



③ 本人・家族・ケアマネージャー・工事業者等で、住宅改修の内容を検討。



着工日は在宅であることが原則ですが、退所・退院に備えて予め改修をする場合は必ず事前に市役所にご相談下さい。(また退所・退院見込み日を理由書に記入してください。)



④ 利用者は、住宅改修の支給申請書類を保険者へ事前申請する。
保険者は提出された書類等により、保険給付として適当な改修かどうか確認する。
(利用者提出書類)
○支給申請書
○住宅改修が必要な理由書
○工事費見積書 (委任払時には、保険給付分・自己負担分の内訳を記入すること)
○設計図 (建物全体・改修部分)
○改修前の写真 (日付入り)



⑤ 住宅改修費決定通知書送付。(事前申請を受付後7～10日程度で発送予定です。)
また、この時期に現場確認をする場合があります。



⑥ 住宅改修工事を実施。(着工日は原則在宅であること。改修後の写真を日付入りで撮る。)



⑦ 工事業者へ工事費を支払い、被保険者本人宛の領収書及び領収書の内訳明細書を受取る。



⑧ 市役所高齢者福祉課へ住宅改修費の支給申請をする。



⑨ 市が改修内容等を審査後、指定の口座に振込みます。通常、23日までに受付したものは受付月の翌月の25日の入金になります。

5 申請に必要な書類

	提出書類	留意事項
1	介護保険居宅介護(支援)住宅改修費支給申請書	①申請者印は印影がはっきりしていること。 ②口座は原則被保険者本人の口座であること。 ③郵便局の口座は指定できません。 ④訂正は申請者印による直接訂正又は捨印による訂正。 (ただし、金額及び口座に関する訂正は直接訂正に限る。) ⑤被保険者証等を参考に正確に記載すること。
2	住宅改修が必要な理由書	被保険者が契約する居宅介護支援事業者に所属するケアマネージャーが記載すること。
3	領収書	①宛名は被保険者本人であること。 ②印紙が適切に添付してあること。 ③コピー可。確認をするため、原本を持参すること。
4	工事費内訳書	①工賃と材料費を適切に区分すること。 ②材料費については、材質・サイズなどの規格や数量・単価など可能な限り詳細に記載すること。 ③住宅改修の種類を明記すること。 ④諸経費の記載はできる限り避けること。 ⑤写真と照合できるよう表示すること。 ⑥図面等(建物全体の平面図)を添付すること。
5	改修前と改修後の写真	①日付入りの写真であること。(カメラに日付機能がない場合は黒板・紙等を利用して写真の中に日付を入れること。) ②改修箇所全ての写真を提出すること。 (改修箇所ごとに改修した部分全体が確認できること。) ③改修前後を対比できるような写真であること。 【ポイント】 ①同方向から写真を撮る。 ②目印になるものを入れて写真を撮る。 ③台紙等に貼って改修箇所を記載する。
6	所有者の承諾書	①賃貸住宅を改修する場合に提出すること。 ②賃貸住宅でなくても、改修にあたって所有者の承諾を必要とする場合は添付すること。 ③事前に住宅の所有者に承諾を得てから改修すること。

別紙A

1) 対象工事のみで契約した場合の内訳明細書記入例
内訳明細書

豊明市新田町子持松9-999 TEL0562-93-XXXX(株)豊明建設

No.	部屋名	改修部分	名称	内容(仕様)	改修全体		対象部分		改修種類	算出根拠他		
					数量	単価	金額	数量			金額	
①	浴室	手すり	インテリア・バー(L型)	A社製 AC111(ステンレス製φ35:L=800×600)	1	16,000	16,000	1	本	16,000	1	
			取付工賃			1	3,000	3,000	1	本	3,000	1
②	廊下	手すり	(長尺手すり)	B社製 BD999-1(木製φ35/L=4,000)	2	10,000	20,000	2	本	20,000	1	実寸②③各2000④2400+800
			手すり下地	集成材 3,000×100×10	1	2,000	2,000	1	本	2,000	1.6	実寸④2700
④	寝室	ブラケット		B社製 BD999-2	6	800	4,800	6	個	4,800	1	②2個③2個④2個
				B社製 BD999-3	1	2,000	2,000	1	セット	2,000	1	④1セット(2個入り)
				B社製 BD999-4	4	1,500	6,000	4	個	6,000	1	②2個③2個
				B社製 BD999-5	1	1,500	1,500	1	個	1,500	1	④1個
⑤	寝室	敷居	取付工賃		7.2	2,000	14,400	7.2	m	14,400	1	
			段差解消スロープ	C社製 CE234(木製:1,200×90×25)	1	2,700	2,700	1	本	2,700	2	
	トイレ		取付工賃		1	1,000	1,000	1	本	1,000	2	
			和式便器・床(タイル)撤去		2.2	7,500	16,500	2.2	m	16,500	6	1,212×1,818
			木材費	下地・根太	1	5,000	5,000	1	式	5,000	6	
			下地工事		2.2	5,000	11,000	2.2	m	11,000	6	
⑥	床		ウッドフローリング(床材)	C社製 KA135(4尺×6尺用・厚15mm)	1	20,000	20,000	1	枚	20,000	3	
			張り替え工賃		2.2	5,000	11,000	2.2	m	11,000	3	
⑦	便器		様式トイレ	D社製 DF555 AB-1 ZX-7895	1	143,000	143,000	1	台	143,000	5	
			取付工賃		1	15,000	15,000	1	台	15,000	5	
			給排水工事(材料費)	配管等	1	3,000	3,000	1	m	3,000	6	
			給排水工事(工賃)	位置変更手間	1	10,000	10,000	1	式	10,000	6	
⑧	洗面所	扉	既設建具撤去		1	10,000	10,000	1	式	10,000	6	
			引き戸	E社製 EX987(木製:2,000×954×30)	1	80,000	80,000	1	セット	80,000	4	
			取付工賃		1	10,000	10,000	1	ヶ所	10,000	4	
小計							407,900			407,900		
諸経費							0			0		
消費税							20,395			20,395		
合計							428,295			428,295		

別紙B

2) 対象工事以外も含めて契約した場合の内訳明細書記入例 内訳明細書

豊明市新田町子持松9-999 TEL0562-93-XXXX(株)豊明建設

No.	部屋名	改修部分	名称	内容(仕様)	改修全体		対象部分		改修種類	算出根拠他				
					数量	単価	金額	数量			金額			
①	浴室	手すり	インテリア・バー(L型)	A社製 AC111(ステンレス製φ35:L=800×600)	1本	16,000	16,000	1本	16,000	1				
			取付工賃		1本	3,000	3,000	1本	3,000	1				
②	廊下	手すり	(長尺手すり)	B社製 BD999-1(木製φ35:L=4,000)	2本	10,000	20,000	2本	20,000	1	実寸②③各2000④2400+800			
③							集成材 3,000×100×10	1本	2,000	2,000	1本	2,000	1.6	実寸④2700
④	寝室	手すり	ブラケット	B社製 BD999-2	6個	800	4,800	6個	4,800	1	②2個③2個④2個			
							B社製 BD999-3	1セット	2,000	2,000	1セット	2,000	1	④1セット(2個入り)
							B社製 BD999-4	4個	1,500	6,000	4個	6,000	1	②2個③2個
							B社製 BD999-5	1個	1,500	1,500	1個	1,500	1	④1個
⑤	寝室	敷居	取付工賃	C社製 CE234(木製:1,200×90×25)	7.2m	2,000	14,400	7.2m	14,400	1				
							段差解消スロープ	1本	2,700	2,700	1本	2,700	2	
							取付工賃	1本	1,000	1,000	1本	1,000	2	
							和式便器・床(タイル)撤去	2.2㎡	7,500	16,500	2.2㎡	16,500	6	1,212×1,818
	トイレ		木材費	下地・根太	1式	5,000	5,000	1式	5,000	6				
							下地工事	2.2㎡	5,000	11,000	2.2㎡	11,000	6	
⑥	床		ウツドフロアリング(床材)	C社製 KA135(4尺×6尺用・厚15mm)	1枚	20,000	20,000	1枚	20,000	3				
							張り替え工賃	2.2㎡	5,000	11,000	2.2㎡	11,000	3	
⑦	便器		様式トイレ	D社製 DF555 AB-1 ZX-7895	1台	143,000	143,000	1台	143,000	5				
							取付工賃	1台	15,000	15,000	1台	15,000	5	
							給排水工事(材料費)	1m	3,000	3,000	1m	3,000	6	
							給排水工事(工賃)	1式	10,000	10,000	1式	10,000	6	
	洗面所	扉	既設建具撤去	電気工事	1式	10,000	10,000				対象外			
							既設建具撤去	1式	10,000	10,000	1式	10,000	6	
⑧	台所	壁・天井	引き戸	E社製 EX987(木製:2,000×954×30)	1ヶ所	80,000	80,000	1ヶ所	80,000	4				
							取付工賃	1ヶ所	10,000	10,000	1ヶ所	10,000	4	
			クロス張り替え	F社製 FW567	1式	200,000	200,000				対象外			
	小計							617,900		407,900				
	諸経費							0		0				
	消費税							30,895		20,395				
	合計							648,795		428,295				